



YAMATO CITY

大和市公共施設保全計画

平成 30 年 7 月
大和市



■大和市公共施設保全計画 目次

はじめに	1
1. 背景	2
1-1 国によるインフラ長寿命化基本計画の策定	
1-2 公共施設等総合管理計画の策定	
1-3 個別施設計画の策定	
2. 保全計画の位置付け	3
3. 公共施設の現状と課題	3
4. 計画の内容	6
4-1 計画の目的	
4-2 計画の期間	
4-3 対象施設	
4-4 具体的な取組み	
4-5 保全計画の策定にあたって（その1）～改修と建替の考え方～	
4-6 保全計画の策定にあたって（その2）～保全計画の平準化の考え方～	
5. 期待される効果等	10
6. 保全計画の進行管理等	11
6-1 保全計画の推進体制（その1）	
6-2 保全系外の推進体制（その2）	
6-3 施設点検を踏まえた保全計画の見直し（概ね5年毎）	
参考. 大和市が保有する公共施設一覧	13

はじめに

本市は、鉄道をはじめとする高い交通利便性に恵まれていることもあり、東京都や横浜市のベッドタウンとして急速に成長してきました。

昭和30年代後半から昭和50年代にかけての高度成長期における人口増加は著しく、昭和34年の市制施行時に4万人程度であった本市の人口は、現在、23万人を上回っています。この間、人口増加に対応しながら良質な市民生活を確保するため、公共建築物のほか、道路や下水道といったインフラ整備を進めてきました。公共建築物やインフラ施設の多くは高度成長期に集中的に整備してきたことから、今後、老朽化に伴う修繕や更新が必要になってきます。

本計画は、インフラ施設や公園施設を除く公共建築物について、将来的な市民ニーズや財政状況などを見極めたうえで、効率的かつ効果的な保全を進めていくことを基本に、総コストの削減を図りながら、安全で良好な状態で市民の方に提供することを目的に策定したものです。

なお、本計画における改修年度は、施設の現時点での劣化状況を基に定めています。したがって、劣化の進行具合や財政状況等により、改修の実施年度は変動します。

1

背景

1-1. 国によるインフラ長寿命化基本計画の策定

- ・国は、2013年（平成25年）6月に行われた「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」及び「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」の閣議決定に基づき、同年11月には、「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、さらに翌年4月には、各自治体に対し、地方公共団体版の行動計画として「公共施設等総合管理計画」を策定するよう要請しました。

1-2. 公共施設等総合管理計画の策定

- ・上記の要請を受けて、2017年（平成29年）3月に本市が策定した「大和市公共施設等総合管理計画」では、今後の人口の見通しや公共施設等の維持管理などに係る経費の見込みを明らかにし、公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本方針を定めています。

表1 公共施設等総合管理計画の対象施設

公共施設等	
公共建築物	行政系施設、消防施設、子育て支援施設、福祉・保健施設、学校教育系施設、社会教育系施設、市民文化系施設、スポーツ・レクリエーション系施設、公営住宅、その他
インフラ施設	道路、橋りょう、下水道、準用河川
公園施設	総合公園、近隣公園、街区公園、都市緑地

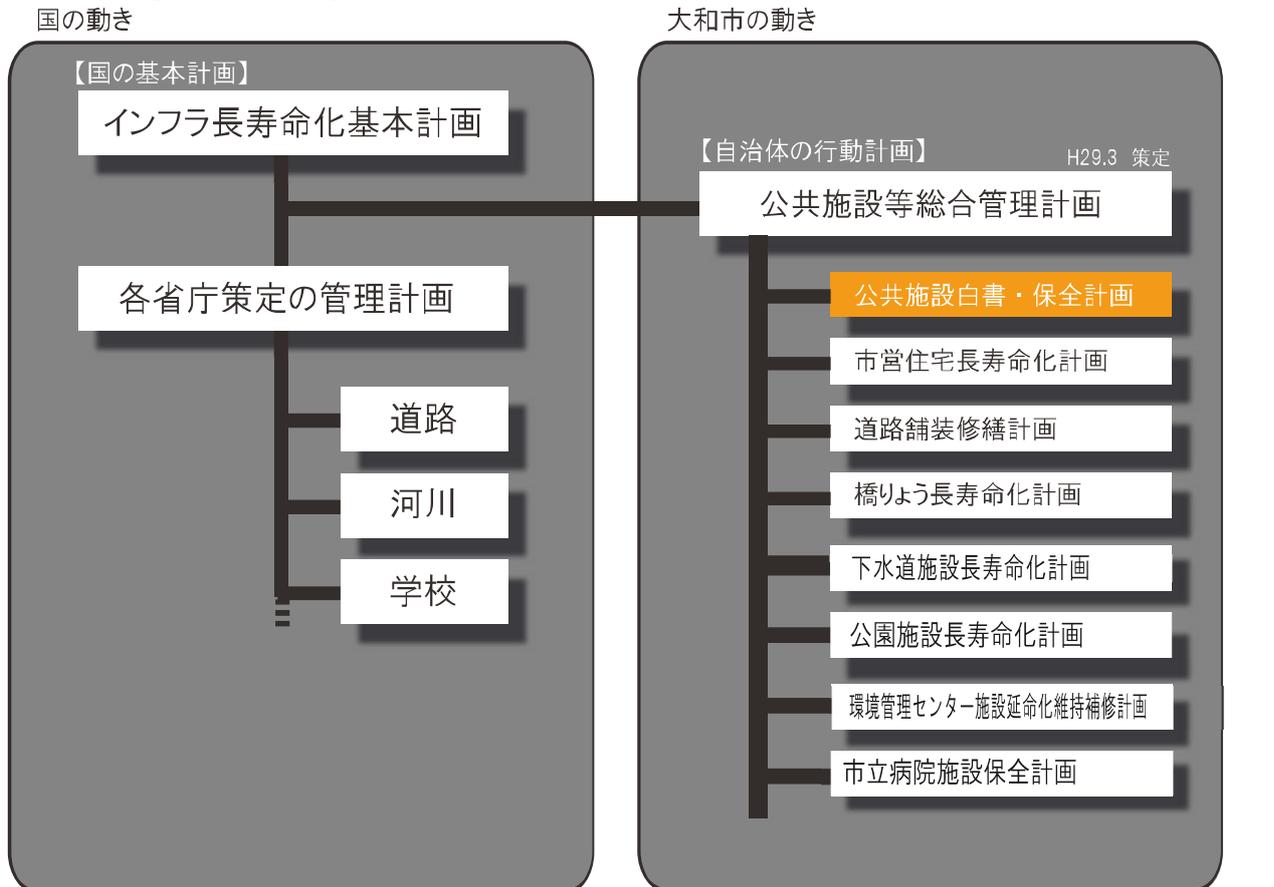
出典：大和市公共施設等総合管理計画

1-3. 個別施設計画の策定

- ・さらに国は、各自治体に対し、2020年度（平成32年度）までに「大和市公共施設等総合管理計画」に基づく個別施設ごとの具体的な計画として、個別施設の状態や維持管理・更新等に係る対策の優先順位の考え方、並びに対策の内容や実施時期を「個別施設計画」として策定することを求めました。

2 保全計画の位置付け

- ・「大和市公共施設保全計画」は、「公共施設等総合管理計画」に基づき、道路や橋りょう等のインフラ施設や公園施設を除く公共建築物の個別施設計画として位置付けます。また、計画策定の基礎情報として、公共施設の現状を整理したものが「大和市公共施設白書」となります。



出典：大和市公共施設白書

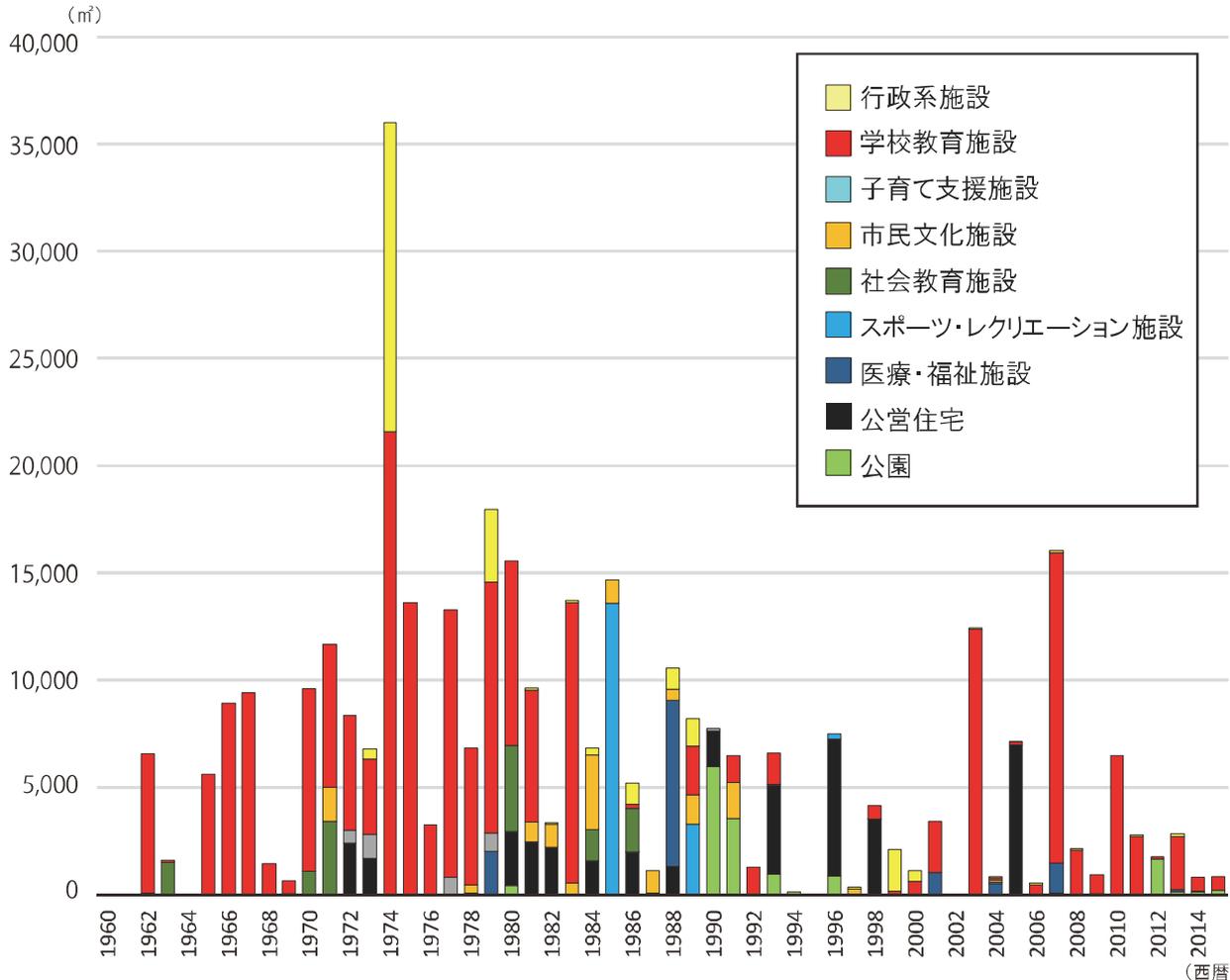
図1 保全計画及び白書の位置づけ

3 公共施設の現状と課題

- ・1959年（昭和34年）の市制施行時に4万人程度であった本市の人口は、現在、23万人を上回っています。この間、人口増加に対応しながら良質な市民生活の環境を確保するため、公共建築物のほか、道路や下水道といったインフラ施設の整備を進めてきました。
- ・特に、人口増加が著しかった1960年代から1980年代にかけては、集中的に整備を行ってきました。本市では、現在、140施設の公共施設を保有しています。
- ・公共施設の建設年度と施設分類ごとの延床面積の関係を整理すると、1960年代から1980年代に学校教育施設や行政施設が建設され、1980年代から1990年代には、市民文化施設やスポーツ・レクリエーション施設などが建設されるなど、建築後30年を超える施設は全体の約7割を占めており、今後、老朽化などの課題が深刻になると考えられます。

・その一方で、将来的には、少子高齢化の進展するに伴い、生産年齢人口が減少していくことが見込まれ、経済規模の縮小、税収の低下などにより、施設の維持管理や更新のための費用を確保することは難しくなることを想定しておく必要があります。

※一部「公共施設等総合管理計画」から引用しています。



出典：大和市公共施設白書

図2 建設年と施設の延床面積

表2 築年数別の施設数の割合（2019年現在）

経過年数	経過年数×施設数		
	施設数	割合	
0年～10年	6	4.7%	32.0%
11年～20年	15	11.7%	
21年～30年	20	15.6%	
31年～40年	51	39.8%	68.0%
41年～50年	27	21.2%	
51年～	9	7.2%	
合計	128	100.0%	100.0%



「大和市公共施設等総合管理計画」より一部抜粋

Ⅲ. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策、フォローアップの実施方針

～省略～

2. 現状や課題に関する基本認識、公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 現状と課題

- ・本市における公共施設の多くは、急激に人口が増加した昭和 30 年代から 50 年代に整備されてきました。今後、築造からの経過年数をはじめ、各施設の状態・現況等を考慮しながら、建替も視野に大規模改修、更新を進めていかなければなりません。
- ・大和市も将来的には人口減少期に移行するものと見込まれますが、その際の人口減少の勢いは当面の間、緩やかなものであり、本計画の最終年度である平成 37 年度まで総人口の規模は 23 万人台で推移し、さらに平成 52 年の時点でも国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると 21 万人以上を有しているものと考えられます。
- ・なお、この人口減少期には、税負担の中心である生産年齢人口が減少していくのに対し、65 歳以上人口の増加が想定されています。

(2) 今後の方向性

- ・大和市の将来的な人口の見通しとして、高齢化率の上昇が進む一方、総人口の規模は大きく変わらないため、市民生活を支えるために必要な現在の公共建築物の床面積やインフラ施設等のストック量については、現状を維持していくことを基本とします。
- ・そのために、既存施設を最大限有効活用しつつ、大規模改修等に要する経費の低減及び平準化を図るため、施設の維持管理・保全に関わる対応を事後保全型から予防保全型へシフトしている現在の取り組みをさらに加速していきます。
- ・これまでは、用途に応じて施設を個別に整備する手法が一般的でしたが、市民の利便性の向上を図ると共に、長期にわたると想定される人口減少社会を見据え、複合化や多様化、集約化を考慮した対応を柔軟に検討していきます。老朽化が進んだ施設等に関しては、廃止や拠点複合施設等への機能移転についても検討していきます。

～以下省略～

4 計画の内容

4-1. 計画の目的

- ・本市の公共施設は、建設から概ね 50 年程度を耐用年数^{※1}の目安として、施設の維持管理を行ってきました。今後も市民生活を支えるために必要な公共建築物の床面積やインフラ施設等のストック量については、現状を維持します^{※2}。
- ・「大和市公共施設保全計画」では、大規模改修、中規模改修を計画的に実施することにより長寿命化を目指します。

※1 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(別表)」に基づく耐用年数

※2 「大和市公共施設等総合管理計画」における今後の方向性との整合を図ります。

4-2. 計画の期間

- ・「大和市公共施設等総合管理計画」に合わせて、2019 年度から 2025 年度までとします。なお、改修計画については、長寿命化の観点から、建替え等を迎える 2038 年度までの 20 年間を見据えるものとします。

4-3. 対象施設

- ・原則として、本市が保有する公共施設 140 施設のうち、病院、下水道関連、ごみ処理関連施設等を除く 128 施設を対象とします。しかしながら、維持管理に係る費用が財政運営上、大きな影響を及ぼさない一定規模未満の施設は大規模及び中規模改修の対象からは除くこととするため、106 施設 243 棟が実質的な対象施設となります。

(詳細については P19 以降の「大和市が保有する公共施設一覧」を参照)

表 3 保全計画対象施設の選定条件

対象条件のいずれか又は両方を満たすものを保全計画の対象とします。	
対象条件	1. 主要構造が以下のもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC 造) ・鉄骨造(S 造) ・鉄筋コンクリート造(RC 造) ・上記の混構造
	2. 延床面積 200 ㎡を超えるもの。 ※「官公庁施設の建設等に関する法律」第 12 条 1 項の規定よりその敷地および構造に係る劣化の状況の点検を要する建築物を定める政令(平成 17 年 5 月政令 193 号)」を準用し、対象とする施設を「延床面積 200 ㎡を超える建築物」とする。
除外条件に該当するものは保全計画の対象外とします。(上記対象条件の有無に関わらず)	
除外条件	1. 倉庫・駐車場等のこれらに類する用途に使われているもの。 ※施設用途から長寿命化することを前提としたつくりや性質を求められるものではないため。
	2. 歴史的建造物に該当するもの。 ※歴史的な施設価値に合わせて別途詳細な維持管理計画が必要なため。
	3. 民営化計画が予定されているもの。 ※現段階で民営化計画が予定されているものは、長期的計画に組み込めないため。
	4. 解体や統合が既に決定しているもの。 ※現段階で解体や統合することが既に決定しているものは、長期的計画に組み込めないため。



4-4. 具体的な取組み

具体策1 公共施設の点検・診断方法の改善

- ・公共施設の長寿命化に向け、計画的かつ効率的に保全を行うためには、定期的に施設の点検を実施し、点検結果のデータを蓄積していくことが必要となります。施設の劣化状況を段階評価するチェックリストを新たに作成し、点検時の基準の統一を図ります。
- ・また、定期的かつ継続的な施設の点検は、施設の不具合箇所の早期発見と劣化状況を客観的に比較・分析することが可能となり、その結果は保全計画に反映させます。
- ・保全計画では、改修工事の規模や時期の調整にあたり、施設の劣化度評価結果を用いることにより、建物の状態が悪いものから確実かつ効率的に改修工事を実施します。
- ・施設点検の技術向上と効率化を図るため、施設所管課と保全計画所管課との協力体制を構築します。

具体策2 耐用年数の見直し

- ・公共施設の耐用年数を見直し、従来の50年から60年に設定し、大規模及び中規模改修を計画的に実施することにより、建物の安全で適正な状態を維持し、さらに10～20年程度の長寿命化を目指します。

具体策3 保全に係る費用の縮減

- ・これまで、施設所管課毎に事後保全型の修繕を行っていたため、同施設で複数の小規模な修繕工事を実施することが多々見受けられ、工事費や経費等の観点から効率的ではない状況があります。
- ・保全計画では、中・長期的な視点で大規模及び中規模改修工事の実施時期を定め、小規模な修繕工事も総合的に行うことにより事業費等の効率化を図ると共に、対象施設の修繕の内容と実施時期を精査することにより、保全コストの縮減を図ります。
- ・また、本市の公共施設は、特定の時期に集中的に整備されたため、大規模改修や建替に必要となる費用も同時期に集中してしまうことが予想されますが、予算規模にも限りがあるため、優先度を設けて保全時期を調整し、保全コストの平準化を図ります。

具体策4 事後保全から予防保全へのシフト

- ・これまでは、特に、設備機器等の老朽化や故障等により、機能停止になった段階で更新を行う事後保全型の修繕・改修工事を行ってきたため、老朽化が進行した施設では、安全性の確保や継続的な市民サービスの提供に対する懸念がありました。
- ・雨漏りや電気設備等の不具合の発生や機能停止は、市民に多大な迷惑をかけるだけでなく、利用者に対する事故を招くことにもつながります。
- ・保全計画では、不具合等になる前段階で適切な予防保全を計画的に実施し、施設の安全性や機器等の性能を維持すると共に、劣化の進行を遅らせ、施設等を安全に、そして、より長く使用できるよう努めていきます。

4-5. 保全計画の策定にあたって(その1)～改修と建替の考え方～

① 「保全」とは・・・

- ・ 公共施設を有効かつ長期にわたって安全に使用するためには、適切な時期に改修を行い、耐用年数を超えた施設は、施設の状況に応じて建替を行う必要があります。
- ・ 保全計画の中では、このような改修や建替を行うことを「保全」と定義します。

② 改修の実施時期について

- ・ 「改修」は内容により「大規模改修」と「中規模改修」に区分します。
- ・ 「大規模改修」とは、施設の機能維持のために必要な経年劣化に対して行う改修や、社会的ニーズの変化（陳腐化、利用変化）などに対応するために行う改修を指し、実施時期は、建替までの中間期である竣工後 30 年目とします。
- ・ 「中規模改修」とは、大規模改修を行うまでの間に修繕や更新が必要となる部分や設備に対して行う改修を指します。実施時期は、設備機器の更新年数などを参考に、新築時から大規模改修までの中間期と大規模改修から建替までの中間期となる竣工後 15 年目及び 45 年目とします。

③ 建替の実施時期について

- ・ 建替は、原則として同用途・同規模にて行うものとして試算し、実施時期は、目標耐用年数となる 60 年目とします。
- ・ 目標耐用年数は、建物の構造形式によって異なりますが、「建築物の耐久計画に関する考え方（日本建築学会）」を参考にし、保全計画の対象施設の構造形式である、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造、軽量鉄骨造及び木造では、60 年と設定します。

表 4 保全の構成

保全の種類		内容	実施時期 (竣工後)
改修	大規模改修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の機能を維持するために必要な、経年劣化に対して行う改修 ・ 社会的ニーズの変化(陳腐化、利用変化)などに対応するために行う改修 	30 年目
	中規模改修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模改修の中間期で、修繕や更新が必要となる部位や設備の経年劣化に対して行う改修 	15 年目 45 年目
建替		<ul style="list-style-type: none"> ・ 同用途、同規模で行う建替 	60 年目 (目標耐用年数)

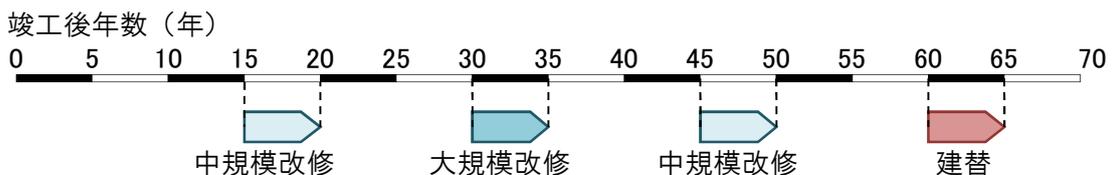


図 3 改修・建替工事の実施時期

4-6. 保全計画の策定にあたって(その2)～保全計画の平準化の考え方～

- ・年度による保全コストのばらつきを解消するため、改修時期の前倒しや先送りを行い、毎年の保全コストがほぼ同じになるように調整を行います。
- ・なお、保全コストには、工事請負額の他に設計費、工事監理費等が含まれます。

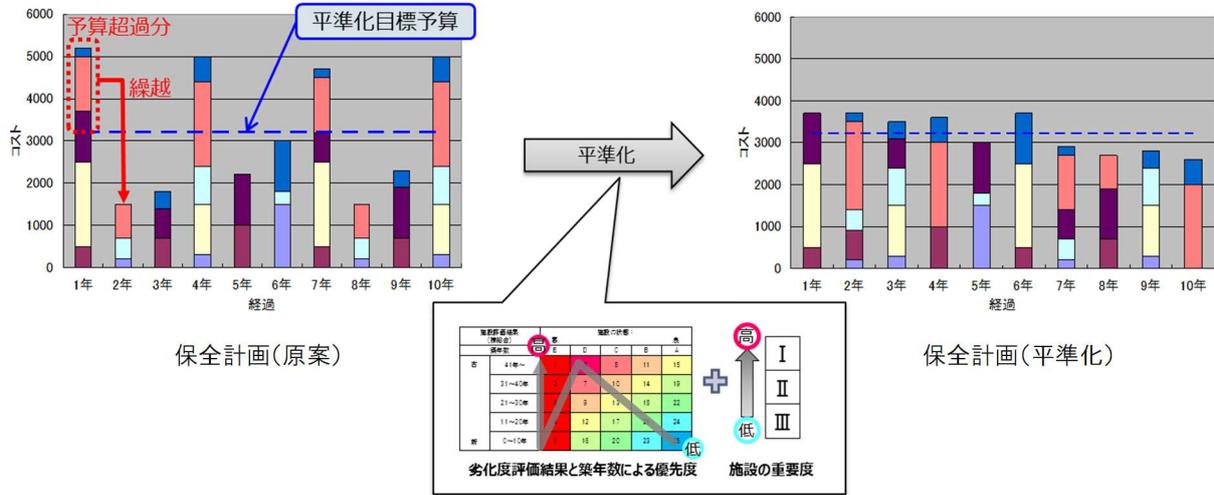


図4 平準化のイメージ

① 平準化の対象期間

- ・改修や建替えは15年間隔で実施されることから、保全計画1年目から15年目に実施する1回目の保全を対象とし、平準化を行います。

② 平準化の対象費用

- ・保全コストのうち、平準化の対象となる費用は、建替えコスト、大規模改修コスト及び中規模改修コストとします。

③ 平準化の実施単位

- ・学校施設とコミュニティセンターは、施設数や棟数が多いことから、「学校」、「コミュニティセンター」とし、それ以外については様々な用途があるため「その他施設」とし、3種類に区分して実施（試算）します。

④ 優先度

- ・築年数が経過している建物や劣化が進行している建物ほど、優先的に改修や建替えを行う必要があるため、建物（棟）ごとに優先度を設定します。
- ・また、平準化の実施単位が「その他」施設の場合は、用途に応じた優先度を設定します。

施設評価結果 (棟総合)		施設の状態：				
		悪				良
築年数		E	D	C	B	A
古	41年～	1	6	8	11	15
	31～40年	2	7	10	14	19
	21～30年	3	9	13	18	22
	11～20年	4	12	17	21	24
新	0～10年	5	16	20	23	25

優先

図5 優先度の設定

5

期待される効果等

効果1 定期的・継続的な施設点検の実施による保全計画の実効性向上

- ・劣化状況を段階評価する際、新たに作成するチェックリストを用い、点検基準の統一を図ることにより、施設所管課の担当職員の能力等による精度の差を無くし、施設の劣化や不具合箇所を早期に発見できるようになります。
- ・不具合箇所の早期発見は、保全計画の実効性の向上につながります。

効果2 公共施設の長寿命化

- ・適正な維持管理と計画的な大規模・中規模改修工事の実施により、耐用年数は、従来の50年から60年へ長寿命化が可能となると考えられます。
- ・建替え時期を迎えた施設の状態が良好であり、引き続き利用が可能となった場合、再度、大規模改修を実施することにより、耐用年数は、さらに10～20年の長寿命化も可能となる見込みです。

効果3 保全コストの平準化等による維持保全に係る事業費の縮減

- ・施設の建設年度の違いにより、特定の年度に保全コストが突出するなど、年度ごとに保全コストの差が生じます。
- ・限りある財源を有効に活用するため、毎年度の予算規模に応じた保全コストが確保できるよう、事業費の平準化を図ることが必要となります。

効果4 設備機器等による故障等の未然防止

- ・公共施設で使用される設備機器等は、定期的に保守点検を行い、作動を確認したにも関わらず、突発的な故障や不具合が発生することがあります。
- ・これまで通り、継続的な保守点検を実施すると共に、点検結果の中で突発的な故障や不具合につながるような原因を早期に発見し、適正な時期に設備機器等の更新を行うことにより、事故の発生や施設の利用停止等を防ぐことにつながります。



6

保全計画の進行管理等

6-1. 保全計画の推進体制(その1)

- ・ 保全計画の進行管理は、実施計画における建築物の維持補修等に係る部分について、施設の長寿命化や予算の平準化等に考慮しながら、毎年度、進捗管理を実施します。

6-2. 保全計画の推進体制(その2)

- ・ 公共施設の保全に係る費用は、今後も経常的かつ確実に支出されます。「大和市公共施設等総合管理計画」との整合を図りながら、保全計画の実効性を確保するためにも、営繕部門と企画、財政部門との連携が必要となります。
- ・ 大和市総合計画実施計画と大和市公共施設保全計画のPDCAサイクルを円滑に進めるため、以下のスケジュールにより、両計画の推進を図ります。

表5 保全計画進行管理 年間スケジュール

時期	内容等	
通年	施設点検	施設所管課と営繕担当課職員で点検
4月～5月	調査結果評価	調査結果を数値化し、工事対象を決定
6月～7月	進捗状況の確認	実施計画の整合を図る (企画部門・財政部門・営繕部門の担当課で調整)
	予算計上に向けた積算	保全計画に位置付けられた改修工事等の積算作業
10月～	予算編成	施設所管課による予算要求
3月	予算議決	予算案を1月に作成、2月に上程
4月～	改修工事	施設所管課と協議し、設計及び改修を実施

6-3. 施設点検を踏まえた保全計画の見直し(概ね5年毎)

- ・ 本計画は、大和市総合計画実施計画の見直し時期に合わせ、施設の点検結果を踏まえながら、随時、確認・検証を行う必要があります。
- ・ 施設の点検は、毎年度、施設の所管課と営繕部門担当課が調整を図りながら実施します。
- ・ 保全計画の見直しは、劣化度評価の結果や改修・建替え工事の実施状況を確認すると共に、社会情勢や財政状況などを踏まえ、概ね5年毎（保全計画の見直しの前年度）に見直しを行うこととします。



6-4. 将来に向けて

- ・建替えを実施せず、大規模改修を実施することにより、長寿命化を図った施設は、建設後70年以上を経過することとなるため、全ての施設の更なる長寿命化を図ることは困難であると考えます。将来的には、施設の建替えや統廃合など、多額の事業費が必要となる時期を迎えることとなります。
- ・上位計画である「大和市公共施設等総合管理計画」の見直しがあった場合には、保全計画も併せて見直しを行います。
- ・安全な状態で公共施設を維持すると共に、公共施設の維持管理に係る費用の縮減や長寿命化を図るためには、以下の3つの内容を継続して実施していくことが必要となります。

- ① 定期的・継続的な施設の点検を実施することにより、不具合箇所の早期発見及び重篤な劣化の防止に努める。
- ② 予防保全を着実に実施することにより、長寿命化を図ることが可能な状態での施設の維持管理に努める。
- ③ 将来迎える建替え時期には多額の事業費が必要となることから、保全計画に基づき、継続的に保全コストの平準化や事業費の縮減に努める。

参考

大和市が保有する公共施設一覧

①大和市公共施設保全計画の対象施設一覧（128施設）

番号	新築年度	築年数 (2019 時点)	施設名称	所管課	備考	築年数 割合
1	1962	57	草柳小学校	教育総務課	耐震補強:1998	築後 51年以上 7.1%
2	1962	57	大和中学校	教育総務課	講堂新築:1978 耐震補強:1996	
3	1965	54	林間小学校	教育総務課	耐震補強:1998 屋内運動場・特別教室棟建替:2008	
4	1965	54	大和小学校	教育総務課	耐震補強:1996 屋内運動場・特別教室棟建替:2011	
5	1966	53	深見小学校	教育総務課	耐震補強:2000 屋内運動場建替:2010	
6	1966	53	西鶴間小学校	教育総務課	耐震補強:1999 屋内運動場新築:1977(耐震補強:2003)	
7	1967	52	北大和小学校	教育総務課	耐震補強:1995 屋内運動場新築:1977(耐震補強:2002)	
8	1967	52	桜丘小学校	教育総務課	耐震補強:1996 屋内運動場建替:2009	
9	1967	52	渋谷小学校	教育総務課	耐震補強:1997 屋内運動場・特別教室棟建替:2001	
10	1969	50	つきみ野野球場	スポーツ課		築後 41~50年 21.1%
11	1970	49	林間学習センター	図書・学び交流課	耐震補強:1998	
12	1970	49	緑野小学校	教育総務課	耐震補強:1996 屋内運動場・特別教室棟建替:2010	
13	1970	49	つきみ野中学校	教育総務課	耐震補強:1997 プール・武道場新築:1992	
14	1971	48	ペテルギウス(北館)	こども・青少年課	本館及びホール:解体 北館改修:2017(耐震補強:1988)	
15	1971	48	上和田小学校	教育総務課	耐震補強:2000 屋内運動場新築:1977(耐震補強:2005)	
16	1972	47	緑野保育園	ほいく課	耐震補強不要	
17	1972	47	緑野住宅(中層)	街づくり総務課	耐震補強不要 1号棟・集会所新築:1973 集会所耐震補強:1997	
18	1972	47	柳橋小学校	教育総務課	耐震補強:2001 屋内運動場新築:1977(耐震補強:2004)	
19	1973	46	第2分庁舎	管財課	耐震補強不要	
20	1973	46	桜ヶ丘連絡所	管財課		
21	1973	46	若葉保育園	ほいく課	耐震補強:1997	
22	1973	46	子安児童館	こども・青少年課		



番号	新築年度	築年数 (2019 時点)	施設名称	所管課	備考	築年数 割合	
23	1973	46	上和田東児童館	こども・青少年課		築後 41～50年 21.1%	
24	1973	46	北部学校給食共同調理場	保健給食課	耐震補強:2014		
25	1974	45	市役所本庁舎	管財課	耐震補強:2010 会議室棟新築:1999 車庫棟耐震補強:2015		
26	1974	45	南林間小学校	教育総務課	耐震補強:1999 屋内運動場新築:1976(耐震補強:2003)		
27	1974	45	福田小学校	教育総務課	耐震補強:1997 屋内運動場新築:1977(耐震補強:2003)		
28	1974	45	鶴間中学校	教育総務課	耐震補強:1999 屋内運動場新築:1976(耐震補強:1999)		
29	1975	44	引地台中学校	教育総務課	耐震補強:1998 屋内運動場新築:1977(耐震補強:2006)		
30	1975	44	南部学校給食共同調理場	保健給食課	耐震補強不要		
31	1976	43	大野原小学校	教育総務課	耐震補強:2000 屋内運動場新築:1976(耐震補強:2005)		
32	1977	42	草柳保育園	ほいく課	耐震補強:1997		
33	1977	42	下福田小学校	教育総務課	耐震補強:2001 屋内運動場:耐震補強不要		
34	1978	41	コミュニティセンター上草柳会館	生活あんしん課	耐震補強不要		
35	1978	41	草柳庭球場	スポーツ課			
36	1978	41	大和東小学校	教育総務課	耐震補強:1995 屋内運動場新築:1978(耐震補強:1996)		
37	1979	40	障害福祉センター松風園	障がい福祉課	耐震補強不要		築後 31～40年 39.8%
38	1979	40	福田保育園	ほいく課	耐震補強:1997		
39	1979	40	渋谷西庭球場	スポーツ課			
40	1979	40	消防本部	警防課	耐震補強:1998 外部訓練棟新築:1988 本棟増築:2000		
41	1979	40	消防柳橋出張所	警防課	耐震補強不要 増築:2013		
42	1979	40	第11分団2班車庫詰所	警防課	旧耐震基準		
43	1979	40	消防団機械器具置場	警防課	耐震診断:未実施		
44	1979	40	上和田中学校	教育総務課	耐震補強:2000 屋内運動場新築:1976(耐震補強:1999)		
45	1980	39	公園管理事務所	みどり公園課	旧耐震基準(耐震診断未実施)		
46	1980	39	ペテルギウス(本館)	こども・青少年課	耐震補強不要 改修工事:2017		
47	1980	39	桜森スポーツ広場	スポーツ課			
48	1980	39	つきみ野住宅	街づくり総務課	耐震補強不要 3～5号棟新築:1984		
49	1980	39	文ヶ岡小学校	教育総務課	耐震補強:2002		
					屋内運動場・特別教室棟新築:1989(耐震補強不要)		

番号	新築年度	築年数 (2019 時点)	施設名称	所管課	備考	築年数 割合
50	1980	39	南林間中学校	教育総務課	耐震補強不要	築後 31～40年 39.8%
51	1980	39	中部学校給食共同調理場	保健給食課	耐震補強不要	
52	1981	38	コミュニティセンター下鶴間会館	生活あんしん課	耐震補強不要	
53	1981	38	文化財保管施設	文化振興課	増築棟:1989	
54	1981	38	第3分団1班車庫詰所	警防課	耐震補強不要	
55	1981	38	第10分団1班車庫詰所	警防課	耐震補強不要	
56	1981	38	中央林間小学校	教育総務課	耐震補強不要 屋内運動場新築:1989	
57	1982	37	コミュニティセンター西鶴間会館	生活あんしん課	耐震補強不要	
58	1982	37	コミュニティセンター下福田会館	生活あんしん課	耐震補強不要	
59	1982	37	宮久保野球場	スポーツ課		
60	1982	37	宮久保スポーツ広場	スポーツ課		
61	1982	37	第1分団車庫詰所	警防課	耐震補強不要	
62	1982	37	第8分団車庫詰所	警防課	耐震補強不要	
63	1983	36	コミュニティセンター下草柳会館	生活あんしん課	耐震補強不要	
64	1983	36	第3分団3班車庫詰所	警防課	耐震補強不要	
65	1983	36	第10分団2班車庫詰所	警防課	耐震補強不要	
66	1983	36	引地台小学校	教育総務課	耐震補強不要 放課後児童ホーム新築:2008	
67	1983	36	下福田中学校	教育総務課	耐震補強不要 プール・武道場新築:1991	
68	1984	35	コミュニティセンター南林間会館	生活あんしん課	耐震補強不要	
69	1984	35	コミュニティセンター鶴間会館	生活あんしん課	耐震補強不要	
70	1984	35	コミュニティセンター桜森会館	生活あんしん課	耐震補強不要	
71	1984	35	コミュニティセンター桜丘会館	生活あんしん課	耐震補強不要	
72	1984	35	勤労福祉会館	産業活性課	耐震補強不要	
73	1984	35	桜丘学習センター	図書・学び交流課	耐震補強不要	
74	1984	35	南林間スポーツ広場	スポーツ課		
75	1984	35	消防西出張所	警防課	耐震補強不要	
76	1985	34	コミュニティセンター深見中会館	生活あんしん課	耐震補強不要	
77	1985	34	コミュニティセンター上和田会館	生活あんしん課	耐震補強不要	
78	1985	34	大和スポーツセンター	スポーツ課	耐震補強不要 陸上競技場新築:1989 カフェ新築:2007	
79	1986	33	第1分庁舎	管財課	耐震補強不要	
80	1986	33	つきみ野学習センター	図書・学び交流課	耐震補強不要	
81	1986	33	下福田野球場	スポーツ課		
82	1986	33	渋谷住宅	街づくり総務課	耐震補強不要 集会所新築:1987 2号棟新築:1988	

番号	新築年度	築年数 (2019 時点)	施設名称	所管課	備考	築年数 割合
83	1986	33	第6分団車庫詰所	警防課	耐震補強不要	築後 31～40年 39.8%
84	1987	32	コミュニティセンター緑野会館	生活あんしん課	耐震補強不要	
85	1987	32	コミュニティセンター福田会館	生活あんしん課	耐震補強不要	
86	1988	31	コミュニティセンター下和田会館	生活あんしん課	耐震補強不要	
87	1988	31	保健福祉センター	健康福祉総務課	耐震補強不要	
88	1989	30	コミュニティセンター公所会館	生活あんしん課	耐震補強不要	
89	1989	30	コミュニティセンター深見南会館	生活あんしん課	耐震補強不要	
90	1989	30	消防南分署	警防課	耐震補強不要	
91	1990	29	引地台温水プール	みどり公園課	耐震補強不要	
92	1990	29	泉の森ふれあいキャンプ場	こども・青少年課		
93	1990	29	やよい住宅	街づくり総務課	耐震補強不要 2号棟・集会所新築:1993	
94	1991	28	コミュニティセンター中央林間会館	生活あんしん課	耐震補強不要	
95	1991	28	コミュニティセンター深見北会館	生活あんしん課	耐震補強不要	
96	1991	28	コミュニティセンター柳橋会館	生活あんしん課	耐震補強不要	
97	1991	28	引地台公園立体駐車場	みどり公園課	耐震補強不要	
98	1993	26	コミュニティセンター草柳会館	生活あんしん課	耐震補強不要	
99	1993	26	グリーンアップセンター	みどり公園課	耐震補強不要	
100	1994	25	慈緑庵	みどり公園課		
101	1994	25	郷土民家園	文化振興課		
102	1996	23	自然観察センターしらかしのいえ	みどり公園課	耐震補強不要	
103	1996	23	大和スタジアム	スポーツ課	耐震補強不要	
104	1996	23	緑野(高層)	街づくり総務課	耐震補強不要 B棟新築:1998	
105	1997	22	第5分団車庫詰所	警防課	耐震補強不要	築後 11～20年 11.7%
106	1998	21	緑野青空子ども広場	こども・青少年課		
107	1998	21	つる舞の里歴史資料館	文化振興課		
108	1999	20	消防北分署	警防課	建替:1999	
109	2001	18	まごころ地域福祉センター	高齢福祉課	耐震補強不要	
110	2003	16	第2分団車庫詰所	警防課	耐震補強不要	
111	2003	16	渋谷中学校	教育総務課	移転新築:2003	
112	2004	15	障害者自立支援センター	障がい福祉課	耐震補強不要	
113	2004	15	第4分団車庫詰所	警防課	建替:2004	
114	2005	14	鶴間台住宅	街づくり総務課	耐震補強不要	
115	2005	14	第11分団1班車庫詰所	警防課	耐震補強不要	
116	2006	13	下鶴間ふるさと館	文化振興課		
117	2006	13	第9分団車庫詰所	警防課	建替:2006	
118	2007	12	光丘中学校	教育総務課	建替:2007 水泳プール・武道場:1993	

番号	新築年度	築年数 (2019時点)	施設名称	所管課	備考	築年数割合
119	2007	12	大和ゆとりの森	みどり公園課	仲良しプラザ新築:2012	築後 11~20年 11.7%
120	2007	12	地域医療センター	健康づくり推進課	耐震補強不要	
121	2007	12	第12分団車庫詰所	警防課	耐震補強不要	
122	2008	11	第10分団3班車庫詰所	警防課	建替:2008	
123	2009	10	下福田スポーツ広場	スポーツ課		築後 0~10年 4.7%
124	2011	8	第7分団車庫詰所	警防課	建替:2011	
125	2013	6	病児保育ほかほか	ほいく課	耐震補強不要	
126	2013	6	学校薬剤師検査室	保健給食課	耐震補強不要	
127	2014	5	深見歴史の森スポーツ広場	スポーツ課		
128	2016	3	第3分団2班車庫詰所	警防課	建替:2016	

※割合の数値は、四捨五入しているため、合計は100%になっていません。

【新築】

129	2016	3	文化創造拠点シリウス	図書・学び交流課		
130	2018	1	大和市北部文化・スポーツ・子育てセンター	図書・学び交流課	林間学習センター移転	

②大和市公共施設保全計画対象外施設一覧（12施設）

番号	施設名称	備考
1	市民活動センター	ベテルギウス(本館)へ移転
2	シルバー人材センター	ベテルギウス(本館)へ移転
3	社会福祉会館	閉館
4	青少年センター	平成30年度解体工事設計実施
5	渋谷西スポーツ広場	閉所
6	下鶴間少年野球場	閉所
7	北部浄化センター	下水道施設長寿命化計画
8	中部浄化センター	下水道施設長寿命化計画
9	資源選別所	環境管理センター施設延命化維持補修計画
10	市立病院	市立病院保全計画
11	大和斎場	広域大和斎場組合にて保有、維持管理 (座間市・海老名市・綾瀬市・大和市の4市)
12	環境管理センター	環境管理センター施設延命化維持補修計画

③大和市公共施設保全計画における大規模及び中規模の改修の対象から除く施設一覧

(22 施設)

	施設名称
1	桜ヶ丘連絡所
2	引地台公園立体駐車場
3	慈緑庵
4	泉の森ふれあいキャンプ場 管理棟
5	緑野青空子ども広場 トイレ
6	旧 林間学習センター
7	ベテルギウス 本館 (2017年改装工事実施)
8	ベテルギウス 北館 (2017年改装工事実施)
9	大和市郷土民家園 管理棟
10	下鶴間ふるさと館
11	つきみ野野球場 倉庫等
12	宮久保野球場 事務室
13	下福田野球場 事務室
14	草柳庭球場 事務室
15	桜森スポーツ広場 トイレ等
16	宮久保スポーツ広場 トイレ等
17	南林間スポーツ広場 トイレ等
18	渋谷西スポーツ広場 トイレ等
19	下福田スポーツ広場 トイレ等
20	深見歴史の森スポーツ広場 トイレ等
21	消防団機械器具置場
22	薬剤師検査室